

お 知 ら せ

180 日を越える入院の患者さん からの入院料一部徴収について

令和 6 年 6 月の診療報酬改定により、特定機能病院の一般病棟に係る入院基本料を算定する入院期間（患者単位で通算）が 180 日を越える患者さんについては、下記のとおり特別の料金として入院料の一部を徴収いたしますのでご了承ください。

記

令和 6 年 6 月から

1 日につき・・・・・・2,800 円（税抜）（10%税込 3,080 円）

なお、該当する患者さんには、事前に通知させていただきます。
また、詳細については、医事課（入院係）にお尋ねください。

令和 6 年 6 月
久留米大学病院 病院長